

高齢者・障害者向け住宅整備助成事業の概要

高齢者または障がい者の方が、住み慣れた住宅で安心した生活を送り、介護者の負担を軽減できる住環境の整備を目的として、自らの身体状況に合わせた住宅に改造する費用の一部を助成します。

なお、本補助事業は、介護保険制度の住宅改修または重度心身障害者日常生活用具給付等事業の住宅改修と併用することができます。

1 対象者

前年の世帯全体の収入が600万円未満であって、市税等の滞納がなく、下記のいずれかに該当する方
(※ 注：収入は、給与・年金から社会保険料等を引かれる前の額となります。)

- ・ おおむね65歳以上で介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方
- ・ 身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方
- ・ 療育手帳Aの交付を受けた方

※ ただし、過去に本補助金の交付を受けた世帯は対象となりません。(1世帯あたり1回のみ)

2 対象となる工事

対象者またはその親族が所有し、対象者が居住する既存の住宅に対して行う、下記に該当する改修工事

※ ただし、全面的な建て替え工事 及び 新築・増築 や 老朽化に伴う修繕工事は 対象となりません。

- ・ 居室、廊下、トイレ、浴室、玄関の改造
- ・ 段差解消機及び階段昇降機の設置
- ・ ホームエレベーターの設置

3 補助金の額

補助の対象となる経費と補助基準額を比較して低い方の額に、世帯区分に応じた補助率を乗じた額(1,000円未満切り捨て)となります。

対 象 者	補助基準額	世帯区分 及び 補助率・補助上限額		
		生活保護世帯 (10/10)	所得税非課税世帯 (3/4)	その他世帯 (1/2)
要支援・要介護認定者 (おおむね65歳以上)	300,000円	300,000円	225,000円	150,000円
身体障害者1・2級、療育手帳A	500,000円	500,000円	375,000円	250,000円
うち 重度心身障害者日常生活用具給付等 事業の住宅改修の給付対象者	300,000円	300,000円	225,000円	150,000円

【注意事項①】

本補助金の利用にあたっては、他制度との優先順位がありますのでご注意ください。

(優先順)

- ① 介護保険制度の住宅改修
- ② 重度心身障害者日常生活用具給付等事業の住宅改修
- ③ 高齢者・障害者向け住宅整備助成事業(本事業)

併用ができる制度は、下記のとおり
① 介護保険 + ③ 本事業
または
② 重度心身障害者 + ③ 本事業

【手続きの流れは裏面をご確認ください】

(2024.07 作成)

4 手続きの流れ

① 申請（事前）

改修工事の着工前に **次の書類** を揃え、市役所高齢福祉担当窓口で申請してください。
※ 申請者は、対象者 または 対象者と同居している親族の方に限ります。

- ① 高齢者及び障害者向け住宅整備助成事業補助金申請書(様式第1号)
※ 対象者の身体状況を踏まえ、住宅改修が必要な理由を詳細に記入してください。
- ② 誓約書
- ③ 改修工事に係る見積書(対象者本人の氏名のものであって、内訳がわかるもの)
- ④ 住宅の平面図(住宅全体のもの)
- ⑤ 改修箇所の着工前の写真(撮影日がわかる日付入りのもの)

② 審査・交付決定

市で申請の内容を確認し、補助金交付の可否を決定します。
補助金の交付の可否は、文書により申請者へ通知します。
※ 申請から交付決定までは、約1週間から10日程度かかりますのでご了承ください。

③ 工事着手

高齢者及び障害者向け住宅整備助成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)がお手元に届きましたら、改修工事を始めてください。
※ **補助金交付決定前に改修工事を始めた場合は無効になります**のでご注意ください。

④ 工事完了・支払

⑤ 実績報告

改修工事が終了し、**工事代金支払い後20日以内** または **3月31日のいずれか早い日**までに **次の書類** を揃えて、市役所高齢福祉担当窓口へ実績報告をしてください。

- ① 高齢者・障害者向け住宅整備事業実績報告書(様式第8号)
- ② 工事代金の領収書(対象者本人の氏名のもの)
- ③ 工事代金の内訳がわかるもの(請求書など)
- ④ 完成後の写真(工事前と対比ができるもので撮影日がわかる日付入り)

⑥ 交付額確定

市で実績報告の内容が申請内容と相違ないか確認し、適正な改修工事と確認できたら補助金交付額確定通知書(様式第9号)と請求書を送付します。

⑦ 交付請求

市から送付された請求書に必要事項を記入のうえ、市役所高齢福祉担当窓口へ提出してください。

⑧ 補助金交付

請求書に記載された口座へ補助金を交付します。
(提出からおおむね3週間程度を目安)

【注意事項②】

- ・ 申請後、対象者本人の状態が変わった場合は、改修工事の進捗状況に関わらず必ず市役所高齢福祉担当窓口へご連絡ください。(例：医療機関や施設へ入院・入所、障がいの程度 または 介護状態の悪化など)
※ **連絡がなく工事を進めた場合、補助金の交付ができない場合があります。**
- ・ 医療機関や施設へ入院・入所中の場合、退院・退所後の支給となります。
※ **退院・退所でできない場合は支給できません。**
- ・ 補助金交付の審査のため、改修箇所の現地確認をさせていただくことがあります。
- ・ 補助金交付申請にあたり、不正または虚偽の報告などがあった場合は、決定の取り消しをします。

【お問い合わせ先】

佐渡市役所 社会福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係

電話 0259-63-3790

(2024.07 作成)